

# 半期報告書

(第69期中) 自 平成19年4月1日  
至 平成19年9月30日

トーア再保険株式会社

(551021)

# 目次

頁

表紙

第一部	企業情報	1
第1	企業の概況	1
1.	主要な経営指標等の推移	1
2.	事業の内容	3
3.	関係会社の状況	3
4.	従業員の状況	3
第2	事業の状況	4
1.	業績等の概要	4
2.	保険引受の状況	5
3.	対処すべき課題	8
4.	経営上の重要な契約等	8
5.	研究開発活動	8
第3	設備の状況	9
1.	主要な設備の状況	9
2.	設備の新設、除却等の計画	9
第4	提出会社の状況	10
1.	株式等の状況	10
2.	株価の推移	12
3.	役員の状況	12
第5	経理の状況	13
1.	中間連結財務諸表等	14
2.	中間財務諸表等	41
第6	提出会社の参考情報	57
第二部	提出会社の保証会社等の情報	58

〔中間監査報告書〕

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年12月21日
【中間会計期間】	第69期中（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）
【会社名】	トア再保険株式会社
【英訳名】	The Toa Reinsurance Company, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役社長 大谷 光彦
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田駿河台三丁目6番地
【電話番号】	東京（3253）3171（大代表）
【事務連絡者氏名】	総務部総務グループ第1チームリーダー 池谷 俊哉
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田駿河台三丁目6番地
【電話番号】	東京（3253）3171（大代表）
【事務連絡者氏名】	総務部総務グループ第1チームリーダー 池谷 俊哉
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

連結会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
経常収益(百万円)	91,860	84,420	93,549	184,082	180,247
正味収入保険料(百万円)	70,335	76,160	78,767	142,689	153,207
経常利益(百万円)	6,436	5,290	11,894	8,944	10,114
中間(当期)純利益(百万円)	5,485	5,282	8,610	6,385	10,024
純資産額(百万円)	165,742	185,442	199,347	186,221	197,558
総資産額(百万円)	548,188	609,559	652,498	610,117	642,353
1株当たり純資産額(円)	1,685.36	1,885.69	2,027.07	1,893.50	2,008.89
1株当たり中間(当期)純利益(円)	55.78	53.71	87.55	64.82	101.93
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率(%)	30.23	30.42	30.55	30.52	30.76
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△5,346	7,114	13,950	4,891	17,218
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	8,167	△12,527	△16,083	3,517	△31,929
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△590	△688	△688	△590	△688
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高(百万円)	24,989	25,236	13,441	31,648	16,183
従業員数(人)	320	326	337	325	330

- (注) 1. 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## (2) 提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第67期中	第68期中	第69期中	第67期	第68期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
正味収入保険料 (百万円) (対前期増減率) (%)	55,947 (9.47)	59,645 (6.61)	63,090 (5.77)	111,660 (8.50)	119,147 (6.70)
経常利益 (百万円) (対前期増減率) (%)	3,716 (△50.67)	2,399 (△35.45)	7,264 (202.77)	5,970 (53.04)	3,974 (△33.43)
中間(当期)純利益 (百万円) (対前期増減率) (%)	2,921 (△45.49)	3,013 (3.12)	5,070 (68.28)	3,333 (9.71)	6,103 (83.11)
正味損害率 (%)	75.12	61.62	56.58	71.23	60.09
正味事業費率 (%)	27.50	26.93	26.81	27.83	27.48
利息及び配当金収入(百万円) (対前期増減率) (%)	3,771 (33.68)	3,844 (1.92)	4,848 (26.13)	6,800 (36.54)	8,668 (27.46)
資本金 (百万円) (発行済株式総数) (千株)	5,000 (100,000)	5,000 (100,000)	5,000 (100,000)	5,000 (100,000)	5,000 (100,000)
純資産額 (百万円)	152,026	168,274	169,620	169,613	173,710
総資産額 (百万円)	442,388	490,334	512,029	489,457	510,524
1株当たり純資産額 (円)	1,545.89	1,711.11	1,724.80	1,724.62	1,766.38
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	29.71	30.63	51.56	33.78	62.06
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	7.00	7.00
自己資本比率 (%)	34.36	34.32	33.13	34.65	34.03
従業員数 (人)	275	279	292	280	285

(注) 1. 正味損害率＝正味支払保険金÷正味収入保険料

2. 正味事業費率＝(諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料

3. 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

4. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

## 3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成19年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（人）
損害保険事業	337
合計	337

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。  
2. 従業員には、使用人兼務取締役、退職者、臨時従業員（派遣社員）等を含んでおりません。

### (2) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数（人）	292
---------	-----

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。  
2. 従業員には、使用人兼務取締役、退職者、臨時従業員（派遣社員）等を含んでおりません。

### (3) 労働組合の状況

提出会社の労働組合は「トーア再保険労働組合」と称し、従業員180名で組織され「損害保険労働組合連合会」に加盟しておりますが、現在のところ労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当中間連結会計期間のわが国経済は、企業部門の好調さが持続し、個人消費も底堅く推移するなど、世界経済の拡大や国内民間需要に支えられた緩やかな景気の回復が続きました。

このような情勢の中で、当社及び連結子会社は、平成18年度より開始した中期経営計画「PROCEED 2008」に基づき、収益力の向上や業容の拡大に向けて積極的に事業活動を展開しました。

この結果、当中間連結会計期間におきましては、保険引受収益794億26百万円（前中間連結会計期間に比べ29億15百万円増加）、資産運用収益140億66百万円（同62億7百万円増加）などを合計した経常収益は、935億49百万円（同91億28百万円増加）となりました。一方、保険引受費用762億87百万円（同28億32百万円増加）、資産運用費用8億96百万円（同2億22百万円減少）、営業費及び一般管理費44億49百万円（同98百万円減少）などを合計した経常費用は816億55百万円（同25億25百万円増加）となりました。

上記の結果、当中間連結会計期間におきましては118億94百万円の経常利益となり、前中間連結会計期間（経常利益52億90百万円）に比べ66億3百万円増加しました。

経常利益に特別利益、特別損失、法人税及び住民税等、法人税等調整額を加減した結果、86億10百万円の間接純利益となり、前中間連結会計期間（52億82百万円の間接純利益）に比べ33億27百万円の増加となりました。

所在地別セグメントの業績は次のとおりであります。

- ① 日本においては、経常収益が前中間連結会計期間に比べ59億74百万円増加し、経常費用が前中間連結会計期間に比べ16億89百万円増加した結果、経常利益は前中間連結会計期間に比べ42億85百万円増加し54億93百万円となりました。
- ② 北米においては、経常収益が前中間連結会計期間に比べ12億81百万円増加し、経常費用が前中間連結会計期間に比べ3億40百万円減少した結果、経常利益は前中間連結会計期間に比べ16億22百万円増加し40億11百万円となりました。
- ③ 東南アジアにおいては、経常収益が前中間連結会計期間に比べ15億84百万円増加し、経常費用が前中間連結会計期間に比べ10億5百万円増加した結果、経常利益は前中間連結会計期間に比べ5億79百万円増加し17億70百万円となりました。
- ④ その他（欧州）については、経常収益が前中間連結会計期間に比べ3億68百万円増加し、経常費用が前中間連結会計期間に比べ3億34百万円増加した結果、経常利益は前中間連結会計期間に比べ34百万円増加し5億26百万円となりました。

#### (2) キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前中間純利益を120億91百万円計上（前中間連結会計期間に比べ45億36百万円増加）したため、139億50百万円となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に有価証券の取得による支出により△160億83百万円となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払により△6億88百万円となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は134億41百万円となり、前連結会計年度末に比べ27億41百万円の減少となりました。

## 2【保険引受の状況】

損害保険事業の状況

保険料及び保険金一覧表

	種目	正味 収入 保険料 (百万円)	構成比 (%)	対前年 同期増減 (△)率 (%)	正味 支払 保険金 (百万円)	構成比 (%)	対前年 同期増減 (△)率 (%)
前中間連結会計 期間 (自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日)	火災保険	25,610	33.63	15.58	14,485	30.46	△35.32
	海上保険	4,195	5.51	10.40	2,304	4.85	16.30
	自動車保険	13,279	17.43	△3.74	9,661	20.32	0.48
	賠償責任保険	13,426	17.63	15.29	9,487	19.95	29.65
	生命再保険	8,256	10.84	17.74	5,431	11.42	10.91
	その他	11,392	14.96	△4.45	6,183	13.00	5.97
	計	76,160	100.00	8.28	47,553	100.00	△8.63
当中間連結会計 期間 (自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日)	火災保険	27,282	34.64	6.53	15,255	33.09	5.31
	海上保険	5,264	6.68	25.47	2,482	5.39	7.77
	自動車保険	13,057	16.58	△1.67	8,767	19.02	△9.25
	賠償責任保険	12,003	15.24	△10.60	7,128	15.46	△24.87
	生命再保険	8,852	11.24	7.21	6,136	13.31	12.98
	その他	12,307	15.62	8.03	6,330	13.73	2.37
	計	78,767	100.00	3.42	46,100	100.00	△3.06



(参考) 提出会社の状況

(1) 保険引受利益

区分	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) (百万円)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) (百万円)	対前年同期増減(△)額 (百万円)
保険引受収益	61,868	64,801	2,933
保険引受費用	58,882	62,262	3,379
営業費及び一般管理費	3,219	3,234	14
その他収支	△10	△7	3
保険引受利益	△244	△702	△458

(注) 1. 営業費及び一般管理費は、中間損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額であります。

2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険に係る投資経費相当額であります。

(2) 保険料及び保険金一覧表

	種目	正味 収入 保険料 (百万円)	構成比 (%)	対前年 同期増減 (△)率 (%)	正味 支払 保険金 (百万円)	構成比 (%)	正味 損害率 (%)
前中間会計期間 (自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日)	火災保険	22,408	37.57	14.99	12,637	34.38	56.40
	海上保険	4,195	7.03	10.40	2,304	6.27	54.92
	自動車保険	9,676	16.22	△3.26	6,809	18.53	70.37
	賠償責任保険	3,981	6.68	0.21	3,757	10.22	94.38
	生命再保険	8,256	13.84	17.74	5,431	14.78	65.78
	その他	11,127	18.66	△4.66	5,816	15.82	52.27
	計	59,645	100.00	6.61	36,756	100.00	61.62
当中間会計期間 (自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日)	火災保険	24,142	38.27	7.74	13,434	37.64	55.65
	海上保険	5,161	8.18	23.03	2,485	6.96	48.15
	自動車保険	9,244	14.65	△4.47	5,906	16.55	63.90
	賠償責任保険	3,605	5.72	△9.44	1,591	4.46	44.14
	生命再保険	8,852	14.03	7.21	6,136	17.19	69.32
	その他	12,083	19.15	8.59	6,140	17.20	50.82
	計	63,090	100.00	5.77	35,694	100.00	56.58

## (3) ソルベンシー・マージン比率

	前中間会計期間末 (平成18年9月30日現在) (百万円)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日現在) (百万円)
(A) ソルベンシー・マージン総額	349,162	383,642
純資産の部合計（社外流出予定額、繰延資産及び 評価・換算差額等を除く）	50,842	58,315
価格変動準備金	6,499	6,846
危険準備金	—	0
異常危険準備金	105,101	135,611
一般貸倒引当金	55	67
その他有価証券の評価差額（税効果控除前）	165,683	157,038
土地の含み損益	△2,491	△1,950
負債性資本調達手段等	—	—
控除項目	100	100
その他	23,571	27,813
(B) リスクの合計額 $\sqrt{\{(R_1+R_6)^2+(R_2+R_3)^2\}}+R_4+R_5$	90,034	97,034
一般保険リスク (R <sub>1</sub> )	12,662	13,589
予定利率リスク (R <sub>2</sub> )	—	6
資産運用リスク (R <sub>3</sub> )	32,511	32,586
経営管理リスク (R <sub>4</sub> )	1,967	2,115
巨大災害リスク (R <sub>5</sub> )	53,177	59,605
第三分野保険の保険リスク (R <sub>6</sub> )	—	—
(C) ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1 / 2}] × 100	% 775.6	% 790.7

(注) 上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

なお、当中間会計期間から保険業法施行規則等の改正によりソルベンシー・マージン比率の算出方法が変更されております。このため、前中間会計期間末と当中間会計期間末の数値はそれぞれ異なる基準によって算出されております。

## &lt;ソルベンシー・マージン比率&gt;

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」（上表の(B)）に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（すなわちソルベンシー・マージン総額：上表の(A)）の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」（上表の(C)）であります。

- ・「通常予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
  - ①保険引受上の危険  
(一般保険リスク)  
(第三分野保険の保険リスク) : 保険事故の発生率等が通常予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く。)
  - ②予定利率上の危険  
(予定利率リスク) : 実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
  - ③資産運用上の危険  
(資産運用リスク) : 保有する有価証券等の資産の価格が通常予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
  - ④経営管理上の危険  
(経営管理リスク) : 業務の運営上通常予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び⑤以外のも
  - ⑤巨大災害に係る危険  
(巨大災害リスク) : 通常予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険
  
- ・「損害保険会社が有している資本金・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み損益の一部等の総額であります。
  
- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

### 3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社及び連結子会社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

### 4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

### 5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数（株） （平成19年9月30日）	提出日現在発行数（株） （平成19年12月21日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	100,000,000	100,000,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
計	100,000,000	100,000,000	—	—

(注) 当社の株式を譲渡により取得するには、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない旨、定款に定めております。

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (4)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 （千株）	発行済株式 総数残高 （千株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金 増減額 （百万円）	資本準備金 残高 （百万円）
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日	—	100,000	—	5,000	—	0

## (5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関三丁目7番3号	10,000	10.00
あいおい損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	8,450	8.45
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	8,000	8.00
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	7,963	7.96
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	7,900	7.90
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	7,400	7.40
ニッセイ同和損害保険株式会社	大阪府大阪市北区西天満四丁目15番10号	5,000	5.00
富士火災海上保険株式会社	大阪府大阪市中央区南船場一丁目18番11号	5,000	5.00
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	4,917	4.92
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	4,900	4.90
計	—	69,530	69.53

## (6) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 1,658,000	—	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式
完全議決権株式 (その他)	普通株式 98,342,000	98,342,000	同上
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	100,000,000	—	—
総株主の議決権	—	98,342,000	—

## ② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
トーア再保険株式会社	東京都千代田区神田 駿河台三丁目6番地	1,658,000	—	1,658,000	1.66
計	—	1,658,000	—	1,658,000	1.66

## 2【株価の推移】

非上場株につき、市場相場がなく、また気配相場もありません。

## 3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）並びに同規則第48条及び第69条の規定に基づき「保険業法施行規則」（平成8年大蔵省令第5号）に準拠して作成しております。

なお、前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）は、改正前の中間連結財務諸表規則及び保険業法施行規則に基づき、当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）は、改正後の中間連結財務諸表規則及び保険業法施行規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき「保険業法施行規則」（平成8年大蔵省令第5号）に準拠して作成しております。

なお、前中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）は、改正前の中間財務諸表等規則及び保険業法施行規則に基づき、当中間会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）は、改正後の中間財務諸表等規則及び保険業法施行規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。



# 1 【中間連結財務諸表等】

## (1) 【中間連結財務諸表】

### ① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日現在)		前連結会計年度末の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日現在)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
<b>(資産の部)</b>							
現金及び預貯金		21,036	3.45	21,254	3.26	21,587	3.36
金銭の信託		9,816	1.61	10,549	1.62	10,643	1.66
有価証券	※3	501,104	82.21	541,811	83.04	532,243	82.86
貸付金	※2	1,383	0.23	1,775	0.27	1,802	0.28
有形固定資産	※1	12,352	2.02	12,529	1.92	12,209	1.90
無形固定資産		7	0.00	6	0.00	8	0.00
その他資産		60,276	9.89	61,791	9.47	61,480	9.57
繰延税金資産		4,502	0.74	3,485	0.53	3,088	0.48
貸倒引当金		△424	△0.07	△209	△0.03	△214	△0.03
投資損失引当金		△495	△0.08	△495	△0.08	△495	△0.08
資産の部合計		609,559	100.00	652,498	100.00	642,353	100.00
<b>(負債の部)</b>							
保険契約準備金		379,090	62.19	419,803	64.34	403,962	62.89
支払備金		(190,021)		(194,831)		(191,057)	
責任準備金		(189,069)		(224,972)		(212,905)	
その他負債		21,194	3.48	21,414	3.28	21,638	3.37
退職給付引当金		2,805	0.46	2,897	0.44	2,918	0.45
特別法上の準備金		6,499	1.07	6,846	1.05	6,608	1.03
価格変動準備金		(6,499)		(6,846)		(6,608)	
繰延税金負債		14,526	2.38	2,189	0.34	9,665	1.50
負債の部合計		424,117	69.58	453,151	69.45	444,794	69.24

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日現在)		前連結会計年度末の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日現在)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
資本金		5,000	0.82	5,000	0.77	5,000	0.78
資本剰余金		0	0.00	0	0.00	0	0.00
利益剰余金		65,540	10.75	78,203	11.98	70,281	10.94
自己株式		△683	△0.11	△683	△0.10	△683	△0.10
株主資本合計		69,857	11.46	82,520	12.65	74,598	11.62
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		118,715	19.47	114,529	17.55	123,790	19.27
為替換算調整勘定		△3,130	△0.51	2,297	0.35	△830	△0.13
評価・換算差額等合計		115,585	18.96	116,826	17.90	122,960	19.14
純資産の部合計		185,442	30.42	199,347	30.55	197,558	30.76
負債及び純資産の部合計		609,559	100.00	652,498	100.00	642,353	100.00

②【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		84,420	100.00	93,549	100.00	180,247	100.00
保険引受収益		76,510	90.63	79,426	84.90	155,463	86.25
(うち正味収入保険料)		(76,160)		(78,767)		(153,207)	
(うち積立保険料等運用益)		(226)		(239)		(491)	
(うち責任準備金戻入額)		(-)		(-)		(1,654)	
資産運用収益		7,858	9.31	14,066	15.04	24,566	13.63
(うち利息及び配当金収入)		(6,716)		(8,269)		(13,939)	
(うち金銭の信託運用益)		(-)		(10)		(165)	
(うち有価証券売却益)		(1,159)		(5,987)		(10,311)	
(うち積立保険料等運用益振替)		(△226)		(△239)		(△491)	
その他経常収益		50	0.06	56	0.06	216	0.12
経常費用		79,130	93.73	81,655	87.29	170,132	94.39
保険引受費用		73,454	87.01	76,287	81.55	159,785	88.65
(うち正味支払保険金)		(47,553)		(46,100)		(93,903)	
(うち諸手数料及び集金費)	※1	(16,579)		(17,473)		(33,344)	
(うち支払備金繰入額)		(193)		(606)		(-)	
(うち責任準備金繰入額)		(9,098)		(12,105)		(32,503)	
資産運用費用		1,118	1.32	896	0.96	1,092	0.61
(うち金銭の信託運用損)		(928)		(99)		(262)	
(うち有価証券売却損)		(175)		(329)		(739)	
(うち有価証券評価損)		(3)		(247)		(65)	
営業費及び一般管理費	※1	4,547	5.39	4,449	4.76	9,231	5.12
その他経常費用		9	0.01	22	0.02	23	0.01
(うち支払利息)		(0)		(0)		(1)	
経常利益		5,290	6.27	11,894	12.71	10,114	5.61
特別利益		2,438	2.89	435	0.47	2,648	1.47
固定資産処分益		(2,349)		(0)		(2,349)	
貸倒引当金戻入額		(89)		(4)		(299)	
その他特別利益	※2	(-)		(429)		(-)	
特別損失		174	0.21	238	0.26	316	0.17
固定資産処分損		(9)		(5)		(42)	
特別法上の準備金繰入額		(165)		(232)		(274)	
価格変動準備金		((165))		((232))		((274))	
税金等調整前中間(当期)純利益		7,554	8.95	12,091	12.92	12,447	6.91
法人税及び住民税等		6,323	7.49	6,312	6.75	12,357	6.86
法人税等調整額		△4,051	△4.80	△2,832	△3.03	△9,934	△5.51
中間(当期)純利益		5,282	6.26	8,610	9.20	10,024	5.56

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日 残高 (百万円)	5,000	0	60,956	△683	65,273
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)			△688		△688
役員賞与(注)			△11		△11
中間純利益			5,282		5,282
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	-	-	4,583	-	4,583
平成18年9月30日 残高 (百万円)	5,000	0	65,540	△683	69,857

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日 残高 (百万円)	123,878	△2,930	120,948	186,221
中間連結会計期間中の変動額				
剰余金の配当(注)				△688
役員賞与(注)				△11
中間純利益				5,282
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	△5,162	△199	△5,362	△5,362
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△5,162	△199	△5,362	△779
平成18年9月30日 残高 (百万円)	118,715	△3,130	115,585	185,442

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日 残高 (百万円)	5,000	0	70,281	△683	74,598
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当			△688		△688
中間純利益			8,610		8,610
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額（純額）					
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	7,922	—	7,922
平成19年9月30日 残高 (百万円)	5,000	0	78,203	△683	82,520

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日 残高 (百万円)	123,790	△830	122,960	197,558
中間連結会計期間中の変動額				
剰余金の配当				△688
中間純利益				8,610
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額（純額）	△9,261	3,127	△6,134	△6,134
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△9,261	3,127	△6,134	1,788
平成19年9月30日 残高 (百万円)	114,529	2,297	116,826	199,347

前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日 残高 (百万円)	5,000	0	60,956	△683	65,273
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注)			△688		△688
役員賞与(注)			△11		△11
当期純利益			10,024		10,024
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	9,324	—	9,324
平成19年3月31日 残高 (百万円)	5,000	0	70,281	△683	74,598

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日 残高 (百万円)	123,878	△2,930	120,948	186,221
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当(注)				△688
役員賞与(注)				△11
当期純利益				10,024
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)	△87	2,100	2,012	2,012
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	△87	2,100	2,012	11,336
平成19年3月31日 残高 (百万円)	123,790	△830	122,960	197,558

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

## ④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I. 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間 (当期) 純利益		7,554	12,091	12,447
減価償却費		231	182	468
支払備金の増加額		193	627	△1,654
責任準備金の増加額		9,105	11,623	32,503
貸倒引当金の増加額		△89	△4	△298
退職給付引当金の増加額		58	△22	170
賞与引当金の増加額		19	17	12
価格変動準備金の増加額		165	237	274
利息及び配当金収入		△6,716	△8,269	△13,939
有価証券関係損益 (△)		△970	△5,382	△9,534
支払利息		0	0	1
為替差損益 (△)		△82	138	△541
有形固定資産関係損益 (△)		△2,340	4	△2,306
金銭の信託関係損益 (△)		928	89	97
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連)の増加額		△725	1,896	△1,461
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連)の増加額		1,832	1,429	852
その他		△7	3	△5
小計		9,156	14,663	17,085
利息及び配当金の受取額		6,606	8,038	13,559
利息の支払額		△0	△0	△1
法人税等の支払額		△8,648	△8,751	△13,662
法人税等の還付額		—	—	237
営業活動によるキャッシュ・フロー		7,114	13,950	17,218
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー				
預貯金の純増加額		△1,363	87	△3,887
金銭の信託の増加による支出		—	△2,000	—
金銭の信託の減少による収入		—	2,000	—
有価証券の取得による支出		△62,595	△88,937	△133,030
有価証券の売却・償還による収入		41,402	73,225	95,484
貸付けによる支出		—	—	△1,000
貸付金の回収による収入		1,691	27	2,272
II①小計		△20,864	△15,597	△40,160
(I + II①)		(△13,750)	(△1,646)	(△22,942)
有形固定資産の取得による支出		△44	△487	△135
有形固定資産の売却による収入		8,381	1	8,366
投資活動によるキャッシュ・フロー		△12,527	△16,083	△31,929

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー				
配当金の支払額		△688	△688	△688
財務活動によるキャッシュ・フロー		△688	△688	△688
IV. 現金及び現金同等物に係る換算差額		△309	79	△65
V. 現金及び現金同等物の増加額		△6,411	△2,741	△15,464
VI. 現金及び現金同等物期首残高		31,648	16,183	31,648
VII. 現金及び現金同等物中間期末 (期末) 残高	※1	25,236	13,441	16,183



中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>3. 連結子会社の中間決算日(決算日)等に関する事項</p>	<p>(1) 連結子会社の数 3社 主要な連結子会社の名称 The Toa Reinsurance Co. of America (米国法人) The Toa 21st Century Reinsurance Co., Ltd. (スイス法人)</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 株式会社スンダイ Asia Security Reinsurance Agency Ltd. (香港法人) The Toa Re Services do Brasil Ltda. (ブラジル法人)</p> <p>非連結子会社3社については、総資産、経常収益、中間純損益及び利益剰余金等の観点からみて影響額は軽微であり、かつ全体としても中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>非連結子会社3社については、中間純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、重要性がないため持分法を適用しておりません。</p> <p>連結子会社3社の中間決算日はいずれも6月30日であり、同日現在の中間決算財務諸表を使用しておりますが、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	<p>(1) 連結子会社の数 3社 主要な連結子会社の名称 同左</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 株式会社スンダイ Asia Security Reinsurance Agency Ltd. (香港法人)</p> <p>非連結子会社2社については、総資産、経常収益、中間純損益及び利益剰余金等の観点からみて影響額は軽微であり、かつ全体としても中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>非連結子会社2社については、中間純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、重要性がないため持分法を適用しておりません。</p> <p>同左</p>	<p>(1) 連結子会社の数 3社 主要な連結子会社の名称 同左</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 同左</p> <p>非連結子会社2社については、総資産、経常収益、当期純損益及び利益剰余金等の観点からみて影響額は軽微であり、かつ全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>非連結子会社2社については、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、重要性がないため持分法を適用しておりません。</p> <p>連結子会社の決算日は12月31日であり、同日現在の決算財務諸表を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。</p> <p>a) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、中間決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。</p> <p>なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。</p> <p>b) その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法によっております。</p> <p>c) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において、信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法によっております。</p> <p>d) 持分法を適用しない非連結子会社株式については、移動平均法による原価法によっております。</p> <p>② デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>提出会社が保有する有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。</p> <p>ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法によっております。</p> <p>連結子会社の減価償却は、定額法によっております。</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。</p> <p>a) 同左</p> <p>b) 同左</p> <p>c) 同左</p> <p>d) 同左</p> <p>② デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>提出会社が保有する有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。</p> <p>ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法によっております。</p> <p>連結子会社の減価償却は、定額法によっております。</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。</p> <p>a) その他有価証券のうち、時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。</p> <p>なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。</p> <p>b) 同左</p> <p>c) 同左</p> <p>d) 同左</p> <p>② デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>提出会社が保有する有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。</p> <p>ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法によっております。</p> <p>連結子会社の減価償却は、定額法によっております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(会計方針の変更)</p> <p>提出会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。この変更による経常利益及び税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>提出会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、営業費及び一般管理費に含めて計上しております。これによる経常利益及び税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>	

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金</p> <p>提出会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準により、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。</p> <p>今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。</p> <p>また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、各資産を所管する部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金</p> <p>提出会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準により、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。</p> <p>今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。</p> <p>また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、各資産を所管する部署等が資産査定を実施し、償却及び引当金算定規程等に基づき償却・引当を行い、当該部署から独立した監査部が監査しております。</p>	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金</p> <p>同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>② 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資等について将来発生する可能性のある損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。</p> <p>③ 退職給付引当金 提出会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>連結子会社において、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を費用処理しております。</p> <p>提出会社において、数理計算上の差異は、その発生時の翌連結会計年度に一時の費用として処理しております。</p> <p>④ 賞与引当金 提出会社は、従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。</p> <p>⑤ 価格変動準備金 提出会社は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。</p>	<p>② 投資損失引当金 同左</p> <p>③ 退職給付引当金 同左</p> <p>④ 賞与引当金 提出会社は、従業員賞与に充てるため、当中間連結会計期間末における支給見込額を基準に計上しております。</p> <p>⑤ 価格変動準備金 同左</p>	<p>② 投資損失引当金 同左</p> <p>③ 退職給付引当金 提出会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>連結子会社において、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を費用処理しております。</p> <p>提出会社において、数理計算上の差異は、その発生時の翌連結会計年度に一時の費用として処理しております。</p> <p>④ 賞与引当金 提出会社は、従業員賞与に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額を基準に計上しております。</p> <p>⑤ 価格変動準備金 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書）における資金の範囲</p>	<p>(4) 消費税等の会計処理 提出会社は、消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。 なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 提出会社は、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(6) 在外子会社の会計処理基準 当該連結子会社の所在地における会計処理基準によっております。</p> <p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、要求払預金及び取得日から満期日又は償還日までの期間が3カ月以内の定期預金等の短期投資からなっております。</p>	<p>(4) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(6) 在外子会社の会計処理基準 同左</p> <p>同左</p>	<p>(4) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(6) 在外子会社の会計処理基準 同左</p> <p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、要求払預金及び取得日から満期日又は償還日までの期間が3カ月以内の定期預金等の短期投資からなっております。</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は、185,442百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び保険業法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び保険業法施行規則により作成しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は、197,558百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び保険業法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び保険業法施行規則により作成しております。</p>

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 前中間連結会計期間において、「不動産及び動産」と掲記されていたものは、当中間連結会計期間から「有形固定資産」として表示しております。</p> <p>(2) 前中間連結会計期間において、「その他資産」に含めていた商標権を、当中間連結会計期間から「無形固定資産」として表示しております。</p> <p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>(1) 前中間連結会計期間において、「不動産動産処分益」、「不動産動産処分損」と掲記されていたものは、当中間連結会計期間からそれぞれ「固定資産処分益」、「固定資産処分損」として表示しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>(1) 前中間連結会計期間において、「不動産動産関係損益」と掲記されていたものは、当中間連結会計期間から「有形固定資産関係損益」として表示しております。</p> <p>(2) 前中間連結会計期間において、「不動産及び動産の取得による支出」、「不動産及び動産の売却による収入」と掲記されていたものは、当中間連結会計期間からそれぞれ「有形固定資産の取得による支出」、「有形固定資産の売却による収入」として表示しております。</p>	<p>—————</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日現在)
<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は6,868百万円、圧縮記帳額は30百万円であります。</p> <p>※2.</p> <p>(1) 貸付金のうち、破綻先債権額、延滞債権額はありません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額はありません。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 担保に供している資産は、有価証券2,427百万円であります。これは、信用状発行の目的により差し入れているものであります。</p>	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は、7,191百万円、圧縮記帳額は30百万円であります。</p> <p>※2.</p> <p>(1) 貸付金のうち、破綻先債権額、延滞債権額はありません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額はありません。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 担保に供している資産は、有価証券1,240百万円であります。これは、信用状発行の目的により差し入れているものであります。</p>	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は、7,080百万円、圧縮記帳額は30百万円であります。</p> <p>※2.</p> <p>(1) 貸付金のうち、破綻先債権額、延滞債権額はありません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額はありません。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 担保に供している資産は、有価証券2,057百万円であります。これは、信用状発行の目的により差し入れているものであります。</p>



## (中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1. 事業費の主な内訳は次のとおり であります。 正味(再保険)手数料 16,579百万円  なお、事業費は中間連結損益計 算書における営業費及び一般管理 費並びに諸手数料及び集金費の合 計であります。  —————	※1. 事業費の主な内訳は次のとおり であります。 正味(再保険)手数料 17,473百万円  なお、事業費は中間連結損益計 算書における営業費及び一般管理 費並びに諸手数料及び集金費の合 計であります。  ※2. その他特別利益 429百万円は、 前連結会計年度の責任準備金繰入 額過大等に伴う前期損益修正益で あります。	※1. 事業費の主な内訳は次のとおり であります。 正味(再保険)手数料 33,344百万円  なお、事業費は連結損益計算書 における営業費及び一般管理費並 びに諸手数料及び集金費の合計で あります。  —————

## (中間連結株主資本等変動計算書関係)

## I 前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (千株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (千株)	当中間連結会計期間 末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	100,000	—	—	100,000
合計	100,000	—	—	100,000
自己株式				
普通株式	1,658	—	—	1,658
合計	1,658	—	—	1,658

## 2. 配当に関する事項

## 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	688百万円	7円	平成18年3月31日	平成18年6月30日

II 当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（千株）	当中間連結会計期間 増加株式数（千株）	当中間連結会計期間 減少株式数（千株）	当中間連結会計期間 末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	100,000	—	—	100,000
合計	100,000	—	—	100,000
自己株式				
普通株式	1,658	—	—	1,658
合計	1,658	—	—	1,658

2. 配当に関する事項

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	688百万円	7円	平成19年3月31日	平成19年6月29日

III 前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（千株）	当連結会計年度 増加株式数（千株）	当連結会計年度 減少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	100,000	—	—	100,000
合計	100,000	—	—	100,000
自己株式				
普通株式	1,658	—	—	1,658
合計	1,658	—	—	1,658

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	688百万円	7円 創立65周年記念 配当1円を含む	平成18年3月31日	平成18年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	688百万円	利益剰余金	7円	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																														
<p>※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年9月30日現在)</p> <table data-bbox="145 360 579 578"> <tr> <td>現金及び預貯金</td> <td>21,036百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>501,104百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3カ月を超える 定期預金</td> <td>△6,854百万円</td> </tr> <tr> <td>現金同等物以外の有価証券</td> <td>△490,050百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>25,236百万円</td> </tr> </table> <p>—————</p> <p>2. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。</p>	現金及び預貯金	21,036百万円	有価証券	501,104百万円	預入期間が3カ月を超える 定期預金	△6,854百万円	現金同等物以外の有価証券	△490,050百万円	現金及び現金同等物	25,236百万円	<p>※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年9月30日現在)</p> <table data-bbox="579 360 1013 578"> <tr> <td>現金及び預貯金</td> <td>21,254百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>541,811百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3カ月を超える 定期預金</td> <td>△9,612百万円</td> </tr> <tr> <td>現金同等物以外の有価証券</td> <td>△540,011百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>13,441百万円</td> </tr> </table> <p>—————</p> <p>2. 同左</p>	現金及び預貯金	21,254百万円	有価証券	541,811百万円	預入期間が3カ月を超える 定期預金	△9,612百万円	現金同等物以外の有価証券	△540,011百万円	現金及び現金同等物	13,441百万円	<p>※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年3月31日現在)</p> <table data-bbox="1013 360 1445 578"> <tr> <td>現金及び預貯金</td> <td>21,587百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>532,243百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3カ月を超える 定期預金</td> <td>△9,837百万円</td> </tr> <tr> <td>現金同等物以外の有価証券</td> <td>△527,809百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>16,183百万円</td> </tr> </table> <p>—————</p> <p>2. 重要な非資金取引の内容 該当事項はありません。</p> <p>3. 同左</p>	現金及び預貯金	21,587百万円	有価証券	532,243百万円	預入期間が3カ月を超える 定期預金	△9,837百万円	現金同等物以外の有価証券	△527,809百万円	現金及び現金同等物	16,183百万円
現金及び預貯金	21,036百万円																															
有価証券	501,104百万円																															
預入期間が3カ月を超える 定期預金	△6,854百万円																															
現金同等物以外の有価証券	△490,050百万円																															
現金及び現金同等物	25,236百万円																															
現金及び預貯金	21,254百万円																															
有価証券	541,811百万円																															
預入期間が3カ月を超える 定期預金	△9,612百万円																															
現金同等物以外の有価証券	△540,011百万円																															
現金及び現金同等物	13,441百万円																															
現金及び預貯金	21,587百万円																															
有価証券	532,243百万円																															
預入期間が3カ月を超える 定期預金	△9,837百万円																															
現金同等物以外の有価証券	△527,809百万円																															
現金及び現金同等物	16,183百万円																															

## (リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																								
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="165 460 561 613"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動産</td> <td>271</td> <td>196</td> <td>74</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table data-bbox="209 886 561 989"> <tr> <td>1年内</td> <td>24百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>49百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>74百万円</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table data-bbox="209 1301 561 1367"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>28百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>28百万円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により算定しております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table data-bbox="209 1603 561 1705"> <tr> <td>1年内</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>6百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>12百万円</td> </tr> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	動産	271	196	74	1年内	24百万円	1年超	49百万円	合計	74百万円	支払リース料	28百万円	減価償却費相当額	28百万円	1年内	5百万円	1年超	6百万円	合計	12百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="600 460 995 613"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動産</td> <td>320</td> <td>177</td> <td>143</td> </tr> </tbody> </table> <p>同左</p> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table data-bbox="643 886 995 989"> <tr> <td>1年内</td> <td>45百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>97百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>143百万円</td> </tr> </table> <p>同左</p> <p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table data-bbox="643 1301 995 1367"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>22百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>22百万円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table data-bbox="643 1603 995 1705"> <tr> <td>1年内</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>10百万円</td> </tr> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	動産	320	177	143	1年内	45百万円	1年超	97百万円	合計	143百万円	支払リース料	22百万円	減価償却費相当額	22百万円	1年内	5百万円	1年超	5百万円	合計	10百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="1034 460 1430 613"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動産</td> <td>257</td> <td>206</td> <td>51</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table data-bbox="1077 886 1430 989"> <tr> <td>1年内</td> <td>22百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>28百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>51百万円</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table data-bbox="1077 1301 1430 1367"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>55百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>55百万円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table data-bbox="1077 1603 1430 1705"> <tr> <td>1年内</td> <td>6百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>7百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>14百万円</td> </tr> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	動産	257	206	51	1年内	22百万円	1年超	28百万円	合計	51百万円	支払リース料	55百万円	減価償却費相当額	55百万円	1年内	6百万円	1年超	7百万円	合計	14百万円
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																							
動産	271	196	74																																																																							
1年内	24百万円																																																																									
1年超	49百万円																																																																									
合計	74百万円																																																																									
支払リース料	28百万円																																																																									
減価償却費相当額	28百万円																																																																									
1年内	5百万円																																																																									
1年超	6百万円																																																																									
合計	12百万円																																																																									
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																							
動産	320	177	143																																																																							
1年内	45百万円																																																																									
1年超	97百万円																																																																									
合計	143百万円																																																																									
支払リース料	22百万円																																																																									
減価償却費相当額	22百万円																																																																									
1年内	5百万円																																																																									
1年超	5百万円																																																																									
合計	10百万円																																																																									
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																																							
動産	257	206	51																																																																							
1年内	22百万円																																																																									
1年超	28百万円																																																																									
合計	51百万円																																																																									
支払リース料	55百万円																																																																									
減価償却費相当額	55百万円																																																																									
1年内	6百万円																																																																									
1年超	7百万円																																																																									
合計	14百万円																																																																									

(有価証券関係)

有価証券

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの  
該当事項はありません。
2. その他有価証券で時価のあるもの

種 類	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)			当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日現在)			前連結会計年度末 (平成19年3月31日現在)		
	取得原価 (百万円)	中間連結 貸借対照表 計上額 (百万円)	差 額 (百万円)	取得原価 (百万円)	中間連結 貸借対照表 計上額 (百万円)	差 額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結 貸借対照表 計上額 (百万円)	差 額 (百万円)
公社債	93,844	94,126	282	113,318	114,073	755	107,053	107,584	530
株式	27,952	208,534	180,582	25,660	196,350	170,690	25,660	208,756	183,095
外国証券	180,159	185,559	5,399	213,851	222,190	8,339	192,554	202,800	10,245
その他	7,931	7,542	△388	7,345	7,095	△249	7,886	7,636	△250
合 計	309,888	495,763	185,875	360,175	539,711	179,535	333,155	526,776	193,621

(注)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日現在)
1. 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のあるものについて減損処理の対象となるものはありません。なお、有価証券の減損にあたっては、時価が帳簿価額に比べ50%以上下落した場合、原則として減損処理の対象としております。また、時価が帳簿価額に比べ30%以上50%未満下落した場合は、回復可能性がないと判定したものに付き、減損処理の対象としております。	1. 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のあるものについて減損処理の対象となるものはありません。なお、有価証券の減損にあたっては、時価が帳簿価額に比べ50%以上下落した場合、原則として減損処理の対象としております。また、時価が帳簿価額に比べ30%以上50%未満下落した場合は、回復可能性がないと判定したものに付き、減損処理の対象としております。	1. 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものについて減損処理の対象となるものはありません。なお、有価証券の減損にあたっては、時価が帳簿価額に比べ50%以上下落した場合、原則として減損処理の対象としております。また、時価が帳簿価額に比べ30%以上50%未満下落した場合は、回復可能性がないと判定したものに付き、減損処理の対象としております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日現在)
(1) 満期保有目的の債券 該当事項はありません。	(1) 満期保有目的の債券 該当事項はありません。	(1) 満期保有目的の債券 該当事項はありません。
(2) その他有価証券 株式 926百万円 外国証券 3,037百万円 その他 331百万円	(2) その他有価証券 株式 927百万円 外国証券 103百万円 その他 24百万円	(2) その他有価証券 株式 938百万円 外国証券 3,158百万円 その他 324百万円

(金銭の信託関係)

金銭の信託

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2. 運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

該当事項はありません。

(注) 金銭の信託は全て運用目的であります。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

対象物の種類	取引の種類	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)			当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日現在)			前連結会計年度末 (平成19年3月31日現在)		
		契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引									
	売建									
	ユーロ	1,197	△55	△55	—	—	—	—	—	—
その他	クレジット・ デリバティブ									
	売建	2,358	80	80	2,308	54	54	2,361	78	78
	合計	3,555	25	25	2,308	54	54	2,361	78	78

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

当社及び連結子会社は、損害保険事業以外に開示の対象とすべきセグメントがないため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

なお、投資事業及び損害保険契約管理代理事業は損害保険事業の一環として行っており、独立したセグメントではありません。

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

当社及び連結子会社は、損害保険事業以外に開示の対象とすべきセグメントがないため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

なお、投資事業及び損害保険契約管理代理事業は損害保険事業の一環として行っており、独立したセグメントではありません。

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

当社及び連結子会社は、損害保険事業以外に開示の対象とすべきセグメントがないため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

なお、投資事業及び損害保険契約管理代理事業は損害保険事業の一環として行っており、独立したセグメントではありません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

区分	日本 (百万円)	北米 (百万円)	東南アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益及び経常損益							
経常収益							
(1)外部顧客に対する経常収益	55,401	22,954	8,077	252	86,685	(2,265)	84,420
(2)セグメント間の内部経常収益	2,264	△2,839	—	994	419	(419)	—
計	57,666	20,114	8,077	1,247	87,104	(2,684)	84,420
経常費用	56,458	17,724	6,886	754	81,823	(2,693)	79,130
経常利益(△は経常損失)	1,208	2,389	1,191	492	5,280	(△9)	5,290

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1)北米……………米国、カナダ

(2)東南アジア……香港、シンガポール、マレーシア

(3)その他……………スイス

3. 当中間連結会計期間における外部顧客に対する経常収益の消去欄の金額のうち主なものは、日本に係る経常収益のうちの支払備金戻入額を連結損益計算書上は経常費用のうちの支払備金繰入額に含めて表示したことによる振替額であります。

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

区分	日本 (百万円)	北米 (百万円)	東南アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益及び経常損益							
経常収益							
(1)外部顧客に対する経常収益	61,402	24,272	9,662	484	95,821	(2,272)	93,549
(2)セグメント間の内部経常収益	2,238	△2,876	—	1,131	493	(493)	—
計	63,640	21,395	9,662	1,615	96,315	(2,765)	93,549
経常費用	58,147	17,383	7,891	1,089	84,511	(2,856)	81,655
経常利益(△は経常損失)	5,493	4,011	1,770	526	11,803	(△90)	11,894

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1)北米……………米国、カナダ

(2)東南アジア……香港、シンガポール、マレーシア

(3)その他……………スイス

3. 当中間連結会計期間における外部顧客に対する経常収益の消去欄の金額のうち主なものは、日本に係る経常収益のうちの支払備金戻入額を連結損益計算書上は経常費用のうちの支払備金繰入額に含めて表示したことによる振替額であります。

4. 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の重要な減価償却資産の減価償却の方法（会計方針の変更）に記載のとおり、当中間連結会計期間から、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に規定する償却方法に変更しております。

なお、これによる日本及び東南アジアセグメントの経常費用及び経常利益に与える影響は軽微であります。

5. 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の重要な減価償却資産の減価償却の方法（追加情報）に記載のとおり、当中間連結会計期間から、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、経常費用に含めて計上しております。

なお、これによる日本及び東南アジアセグメントの経常費用及び経常利益に与える影響は軽微であります。



前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

区分	日本 (百万円)	北米 (百万円)	東南アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益及び経常損益							
経常収益							
(1)外部顧客に対する経常収益	119,064	46,541	16,837	605	183,047	(2,800)	180,247
(2)セグメント間の内部経常収益	5,402	△5,684	—	946	663	(663)	—
計	124,466	40,856	16,837	1,551	183,711	(3,464)	180,247
経常費用	120,101	34,827	17,227	619	172,776	(2,644)	170,132
経常利益(△は経常損失)	4,364	6,029	△389	931	10,934	(819)	10,114

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 北米……………米国、カナダ

(2) 東南アジア…香港、シンガポール、マレーシア

(3) その他……………スイス

3. 当連結会計年度における外部顧客に対する経常収益の消去欄の金額のうち主なものは、北米セグメントに係る経常費用のうちの支払備金繰入額を連結損益計算書上は経常収益のうちの支払備金戻入額に含めて表示したことによる振替額であります。

【海外売上高】

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	北米	ヨーロッパ	東南アジア	その他	計
I 海外売上高（百万円）	23,628	6,136	10,056	871	40,694
II 連結売上高（百万円）	—	—	—	—	84,420
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	27.99	7.27	11.91	1.03	48.20

（注）1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 北米……………米国、カナダ

(2) ヨーロッパ……英国、スペイン等

(3) 東南アジア……韓国、香港、シンガポール等

(4) その他……………オーストラリア、ニュージーランド等

3. 海外売上高は、当社の海外売上高及び在外連結子会社の経常収益の合計額であります。

4. 連結売上高は、当社及び連結子会社の経常収益の合計額であります。

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	北米	ヨーロッパ	東南アジア	その他	計
I 海外売上高（百万円）	24,661	6,588	11,129	662	43,042
II 連結売上高（百万円）	—	—	—	—	93,549
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	26.36	7.04	11.90	0.71	46.01

（注）1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 北米……………米国、カナダ

(2) ヨーロッパ……英国、スペイン等

(3) 東南アジア……韓国、香港、シンガポール等

(4) その他……………オーストラリア、ニュージーランド等

3. 海外売上高は、当社の海外売上高及び在外連結子会社の経常収益の合計額であります。

4. 連結売上高は、当社及び連結子会社の経常収益の合計額であります。

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	北米	ヨーロッパ	東南アジア	その他	計
I 海外売上高（百万円）	45,950	12,927	20,532	1,621	81,031
II 連結売上高（百万円）	—	—	—	—	180,247
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	25.50	7.17	11.39	0.90	44.96

（注）1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 北米………米国、カナダ

(2) ヨーロッパ…英国、スペイン等

(3) 東南アジア…韓国、香港、シンガポール等

(4) その他………オーストラリア、ニュージーランド等

3. 海外売上高は、当社の海外売上高及び在外連結子会社の経常収益の合計額であります。

4. 連結売上高は、当社及び連結子会社の経常収益の合計額であります。

（1株当たり情報）

前中間連結会計期間 （自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）	当中間連結会計期間 （自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）	前連結会計年度 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
1株当たり純資産額 1,885.69円	1株当たり純資産額 2,027.07円	1株当たり純資産額 2,008.89円
1株当たり中間純利益 53.71円	1株当たり中間純利益 87.55円	1株当たり当期純利益 101.93円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間（当期）純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）	当中間連結会計期間 （自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）	前連結会計年度 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
中間（当期）純利益（百万円）	5,282	8,610	10,024
普通株主に帰属しない金額 （百万円）	—	—	—
普通株式に係る中間（当期）純利益 （百万円）	5,282	8,610	10,024
普通株式の期中平均株式数（千株）	98,342	98,342	98,342

（2）【その他】

該当事項はありません。

## 2【中間財務諸表等】

### (1)【中間財務諸表】

#### ①【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日現在)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日現在)		前事業年度末の要約貸借対照表 (平成19年3月31日現在)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金及び預貯金		20,006	4.08	21,391	4.18	22,363	4.38
金銭の信託		9,816	2.00	10,549	2.06	10,643	2.09
有価証券	※3	401,081	81.80	420,207	82.07	418,384	81.95
貸付金	※4	1,383	0.28	1,775	0.35	1,802	0.35
有形固定資産	※1	11,700	2.39	11,926	2.33	11,590	2.27
無形固定資産		7	0.00	6	0.00	8	0.00
その他資産	※2	47,265	9.64	46,883	9.15	46,447	9.10
貸倒引当金		△430	△0.09	△214	△0.04	△220	△0.04
投資損失引当金		△495	△0.10	△495	△0.10	△495	△0.10
資産の部合計		490,334	100.00	512,029	100.00	510,524	100.00
(負債の部)							
保険契約準備金		281,142	57.34	312,876	61.10	301,488	59.06
支払備金	※5	(104,636)		(101,120)		(102,134)	
責任準備金	※6	(176,506)		(211,756)		(199,353)	
その他負債		16,305	3.32	17,339	3.39	15,739	3.08
退職給付引当金		2,798	0.57	2,836	0.55	2,859	0.56
賞与引当金		156	0.03	167	0.03	150	0.03
特別法上の準備金		6,499	1.33	6,846	1.34	6,608	1.29
価格変動準備金		(6,499)		(6,846)		(6,608)	
繰延税金負債		15,156	3.09	2,341	0.46	9,968	1.95
負債の部合計		322,060	65.68	342,408	66.87	336,814	65.97

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日現在)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日現在)		前事業年度末の要約貸借対照表 (平成19年3月31日現在)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
資本金		5,000	1.02	5,000	0.98	5,000	0.98
資本剰余金							
資本準備金		(0)		(0)		(0)	
資本剰余金合計		0	0.00	0	0.00	0	0.00
利益剰余金							
利益準備金		(4,999)		(4,999)		(4,999)	
その他利益剰余金		(41,525)		(48,998)		(44,615)	
特別積立金		((10,900))		((13,400))		((10,900))	
配当引当積立金		((4,200))		((4,200))		((4,200))	
役員退職慰労基金		((510))		((510))		((510))	
為替変動損失準備金		((1,000))		((1,000))		((1,000))	
異常危険特別積立金		((19,500))		((22,500))		((19,500))	
価格変動特別積立金		((450))		((450))		((450))	
繰越利益剰余金		((4,964))		((6,937))		((8,055))	
利益剰余金合計		46,525	9.49	53,998	10.54	49,615	9.72
自己株式		△683	△0.14	△683	△0.13	△683	△0.13
株主資本合計		50,842	10.37	58,315	11.39	53,932	10.57
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		117,432	23.95	111,305	21.74	119,777	23.46
評価・換算差額等合計		117,432	23.95	111,305	21.74	119,777	23.46
純資産の部合計		168,274	34.32	169,620	33.13	173,710	34.03
負債及び純資産の部合計		490,334	100.00	512,029	100.00	510,524	100.00

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		65,743	100.00	73,303	100.00	141,303	100.00
保険引受収益		61,868	94.11	64,801	88.40	124,136	87.85
(うち正味収入保険料)	※1	(59,645)		(63,090)		(119,147)	
(うち積立保険料等運用益)		(226)		(239)		(491)	
(うち支払備金戻入額)	※4	(1,847)		(1,035)		(4,349)	
資産運用収益		3,826	5.82	8,447	11.53	16,954	12.00
(うち利息及び配当金収入)	※6	(3,844)		(4,848)		(8,668)	
(うち金銭の信託運用益)		(-)		(10)		(165)	
(うち有価証券売却益)		(-)		(3,826)		(8,023)	
(うち積立保険料等運用益振替)		(△226)		(△239)		(△491)	
その他経常収益		49	0.07	53	0.07	212	0.15
経常費用		63,344	96.35	66,038	90.09	137,329	97.19
保険引受費用		58,882	89.56	62,262	84.94	130,043	92.03
(うち正味支払保険金)	※2	(36,756)		(35,694)		(71,597)	
(うち諸手数料及び集金費)	※3	(12,842)		(13,681)		(26,310)	
(うち責任準備金繰入額)	※5	(9,254)		(12,884)		(32,101)	
資産運用費用		943	1.44	319	0.44	335	0.24
(うち金銭の信託運用損)		(928)		(99)		(262)	
(うち有価証券売却損)		(-)		(-)		(43)	
(うち有価証券評価損)		(3)		(-)		(3)	
営業費及び一般管理費		3,509	5.34	3,434	4.68	6,927	4.90
その他経常費用		9	0.01	22	0.03	23	0.02
(うち支払利息)		(0)		(0)		(1)	
経常利益		2,399	3.65	7,264	9.91	3,974	2.81
特別利益		2,439	3.71	436	0.59	2,649	1.88
(うち固定資産処分益)		(2,349)		(0)		(2,349)	
(うち貸倒引当金戻入額)		(89)		(5)		(300)	
(うちその他特別利益)	※7	(-)		(429)		(-)	
特別損失		173	0.26	237	0.32	312	0.22
(うち固定資産処分損)		(8)		(4)		(38)	
(うち特別法上の準備金繰入額)		(165)		(232)		(274)	
((価格変動準備金))		((165))		((232))		((274))	
税引前中間(当期)純利益		4,664	7.10	7,463	10.18	6,311	4.47
法人税及び住民税		5,662	8.62	5,210	7.11	10,738	7.60
法人税等調整額		△4,010	△6.10	△2,817	△3.85	△10,530	△7.45
中間(当期)純利益		3,013	4.58	5,070	6.92	6,103	4.32

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本														自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金									利益 剰余金 合計			
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金						繰越利益 剰余金					
					特別 積立金	配当引当 積立金	役員退職 慰労基金	為替変動 損失 準備金	異常危険 特別 積立金	価格変動 特別 積立金						
平成18年3月31日残高 (百万円)	5,000	0	0	4,999	9,900	4,200	510	1,000	18,000	450	5,150	44,211	△683	48,528		
中間会計期間中の 変動額																
特別積立金の積立 (注)					1,000						△1,000	—		—		
異常危険特別積立金 の積立(注)									1,500		△1,500	—		—		
剰余金の配当(注)											△688	△688		△688		
役員賞与(注)											△11	△11		△11		
中間純利益											3,013	3,013		3,013		
株主資本以外の項目 の中間会計期間中の 変動額(純額)																
中間会計期間中の変動 額合計(百万円)	—	—	—	—	1,000	—	—	—	1,500	—	△186	2,313	—	2,313		
平成18年9月30日残高 (百万円)	5,000	0	0	4,999	10,900	4,200	510	1,000	19,500	450	4,964	46,525	△683	50,842		

	評価・換算 差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価 差額金	評価・換 算差額等 合計	
平成18年3月31日残高 (百万円)	121,085	121,085	169,613
中間会計期間中の 変動額			
特別積立金の積立 (注)			—
異常危険特別積立金 の積立(注)			—
剰余金の配当(注)			△688
役員賞与(注)			△11
中間純利益			3,013
株主資本以外の項目 の中間会計期間中の 変動額(純額)	△3,652	△3,652	△3,652
中間会計期間中の変動 額合計(百万円)	△3,652	△3,652	△1,338
平成18年9月30日残高 (百万円)	117,432	117,432	168,274

(注)平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	株主資本													自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金							利益 剰余金 合計			
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金										
					特別 積立金	配当引当 積立金	役員退職 慰労基金	為替変動 損失 準備金	異常危険 特別 積立金	価格変動 特別 積立金	繰越利益 剰余金				
平成19年3月31日残高 (百万円)	5,000	0	0	4,999	10,900	4,200	510	1,000	19,500	450	8,055	49,615	△683	53,932	
中間会計期間中の 変動額															
特別積立金の積立					2,500						△2,500	—		—	
異常危険特別積立金 の積立									3,000		△3,000	—		—	
剰余金の配当											△688	△688		△688	
中間純利益											5,070	5,070		5,070	
株主資本以外の項目 の中間会計期間中の 変動額（純額）															
中間会計期間中の変動 額合計（百万円）	—	—	—	—	2,500	—	—	—	3,000	—	△1,117	4,382	—	4,382	
平成19年9月30日残高 (百万円)	5,000	0	0	4,999	13,400	4,200	510	1,000	22,500	450	6,937	53,998	△683	58,315	

	評価・換算 差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価 差額金	評価・換 算差額等 合計	
平成19年3月31日残高 (百万円)	119,777	119,777	173,710
中間会計期間中の 変動額			
特別積立金の積立			—
異常危険特別積立金 の積立			—
剰余金の配当			△688
中間純利益			5,070
株主資本以外の項目 の中間会計期間中の 変動額（純額）	△8,471	△8,471	△8,471
中間会計期間中の変動 額合計（百万円）	△8,471	△8,471	△4,089
平成19年9月30日残高 (百万円)	111,305	111,305	169,620



前事業年度の株主資本等変動計算書（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本													自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金								利益 剰余金 合計			
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金										
					特別 積立金	配当引当 積立金	役員退職 慰労基金	為替変動 損失 準備金	異常危険 特別 積立金	価格変動 特別 積立金	繰越利益 剰余金				
平成18年3月31日残高 (百万円)	5,000	0	0	4,999	9,900	4,200	510	1,000	18,000	450	5,150	44,211	△683	48,528	
事業年度中の変動額															
特別積立金の積立 (注)					1,000						△1,000	—		—	
異常危険特別積立金の 積立(注)									1,500		△1,500	—		—	
剰余金の配当(注)											△688	△688		△688	
役員賞与(注)											△11	△11		△11	
当期純利益											6,103	6,103		6,103	
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額(純額)															
事業年度中の変動額合 計(百万円)	—	—	—	—	1,000	—	—	—	1,500	—	2,904	5,404	—	5,404	
平成19年3月31日残高 (百万円)	5,000	0	0	4,999	10,900	4,200	510	1,000	19,500	450	8,055	49,615	△683	53,932	

	評価・換算 差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価 差額金	評価・換 算差額等 合計	
平成18年3月31日残高 (百万円)	121,085	121,085	169,613
事業年度中の変動額			
特別積立金の積立 (注)			—
異常危険特別積立金の 積立(注)			—
剰余金の配当(注)			△688
役員賞与(注)			△11
当期純利益			6,103
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額(純額)	△1,308	△1,308	△1,308
事業年度中の変動額合 計(百万円)	△1,308	△1,308	4,096
平成19年3月31日残高 (百万円)	119,777	119,777	173,710

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>(2) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、中間決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。</p> <p>なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。</p> <p>(3) その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法によっております。</p> <p>(4) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法によっております。</p> <p>2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。</p> <p>3. 有形固定資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。</p> <p>ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法によっております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p> <p>(4) 同左</p> <p>2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p> <p>3. 有形固定資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。</p> <p>ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法によっております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>なお、この変更による経常利益及び税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、営業費及び一般管理費に含めて計上しております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。</p> <p>なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。</p> <p>(3) 同左</p> <p>(4) 同左</p> <p>2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p> <p>3. 有形固定資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。</p> <p>ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法によっております。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>
<p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準により、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。</p> <p>今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。</p> <p>また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、各資産を所管する部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>(2) 投資損失引当金</p> <p>投資損失引当金は、投資等について将来発生する可能性のある損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>なお、これによる経常利益及び税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準により、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。</p> <p>今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。</p> <p>また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、各資産を所管する部署等が資産査定を実施し、償却及び引当算定規程等に基づき償却・引当を行い、当該部署から独立した監査部が監査しております。</p> <p>(2) 投資損失引当金</p> <p>同左</p>	<p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>同左</p> <p>(2) 投資損失引当金</p> <p>同左</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、その発生時の翌事業年度に一括費用処理しております。</p> <p>(4) 賞与引当金 従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。</p> <p>(5) 価格変動準備金 株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。</p> <p>5. 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。 なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p> <p>6. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金 同左</p> <p>(4) 賞与引当金 従業員賞与に充てるため、当中間会計期間末における支給見込額を基準に計上しております。</p> <p>(5) 価格変動準備金 同左</p> <p>5. 消費税等の会計処理 同左</p> <p>6. リース取引の処理方法 同左</p>	<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、その発生時の翌事業年度に一時の費用として処理しております。</p> <p>(4) 賞与引当金 従業員賞与に充てるため、当事業年度末における支給見込額を基準に計上しております。</p> <p>(5) 価格変動準備金 同左</p> <p>5. 消費税等の会計処理 同左</p> <p>6. リース取引の処理方法 同左</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は、168,274百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び保険業法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び保険業法施行規則により作成しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は、173,710百万円であります。</p> <p>なお、当期における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び保険業法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び保険業法施行規則により作成しております。</p>

表示方法の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>(中間貸借対照表関係)</p> <p>(1) 前中間会計期間において、「不動産及び動産」と掲記されていたものは、当中間会計期間から「有形固定資産」として表示しております。</p> <p>(2) 前中間会計期間において、「その他資産」に含めていた商標権を、当中間会計期間から「無形固定資産」として表示しております。</p> <p>(中間損益計算書関係)</p> <p>(1) 前中間会計期間において、「不動産動産処分益」、「不動産動産処分損」と掲記されていたものは、当中間会計期間からそれぞれ「固定資産処分益」、「固定資産処分損」として表示しております。</p>	<p>—————</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日現在)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日現在)	前事業年度末 (平成19年3月31日現在)
<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は5,574百万円、圧縮記帳額は30百万円であります。</p> <p>※2. 収益に係る消費税等と、資産に係る消費税等のうち控除対象消費税等は、相殺したうえ、その他資産に計上しております。資産に係る消費税等のうち控除対象外消費税等の未償却残高についてはその他資産に計上しております。</p> <p>※3. 担保に供している資産は有価証券2,427百万円であります。これは、信用状発行の目的により差し入れているものであります。</p> <p>※4. (1) 貸付金のうち、破綻先債権額、延滞債権額はありませぬ。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額はありませぬ。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は5,763百万円、圧縮記帳額は30百万円であります。</p> <p>※2. 同左</p> <p>※3. 担保に供している資産は有価証券1,240百万円であります。これは、信用状発行の目的により差し入れているものであります。</p> <p>※4. (1) 貸付金のうち、破綻先債権額、延滞債権額はありませぬ。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額はありませぬ。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は5,654百万円、圧縮記帳額は30百万円であります。</p> <p>2. _____</p> <p>※3. 担保に供している資産は有価証券2,057百万円であります。これは、信用状発行の目的により差し入れているものであります。</p> <p>※4. (1) 貸付金のうち、破綻先債権額、延滞債権額はありませぬ。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>(2) 貸付金のうち3カ月以上延滞債権額はありませぬ。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日現在)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日現在)	前事業年度末 (平成19年3月31日現在)
<p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額はありません。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額はありません。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額はありません。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>
<p>※5. 支払備金の内訳</p>	<p>※5. 支払備金の内訳</p>	<p>※5. 支払備金の内訳</p>
<p>支払備金（出再支払備金控除前、 (ロ)に掲げる保険を除く) 111,089百万円</p>	<p>支払備金（出再支払備金控除前、 (ロ)に掲げる保険を除く) 111,574百万円</p>	<p>支払備金（出再支払備金控除前、 (ロ)に掲げる保険を除く) 114,933百万円</p>
<p>同上にかかる出再支払備金 8,116百万円</p>	<p>同上にかかる出再支払備金 12,099百万円</p>	<p>同上にかかる出再支払備金 14,515百万円</p>
<p>差引(イ) 102,972百万円</p>	<p>差引(イ) 99,474百万円</p>	<p>差引(イ) 100,417百万円</p>
<p>地震保険及び自動車損害賠償責任 保険にかかる支払備金(ロ) 1,663百万円</p>	<p>地震保険及び自動車損害賠償責任 保険にかかる支払備金(ロ) 1,645百万円</p>	<p>地震保険及び自動車損害賠償責任 保険にかかる支払備金(ロ) 1,716百万円</p>
<p>計(イ+ロ) 104,636百万円</p>	<p>計(イ+ロ) 101,120百万円</p>	<p>計(イ+ロ) 102,134百万円</p>
<p>※6. 責任準備金の内訳</p>	<p>※6. 責任準備金の内訳</p>	<p>※6. 責任準備金の内訳</p>
<p>普通責任準備金 (出再責任準備金控除前) 70,210百万円</p>	<p>普通責任準備金 (出再責任準備金控除前) 81,872百万円</p>	<p>普通責任準備金 (出再責任準備金控除前) 78,041百万円</p>
<p>同上にかかる出再責任準備金 9,190百万円</p>	<p>同上にかかる出再責任準備金 16,876百万円</p>	<p>同上にかかる出再責任準備金 12,711百万円</p>
<p>差引(イ) 61,020百万円</p>	<p>差引(イ) 64,996百万円</p>	<p>差引(イ) 65,329百万円</p>
<p>その他の責任準備金(ロ) 115,485百万円</p>	<p>その他の責任準備金(ロ) 146,759百万円</p>	<p>その他の責任準備金(ロ) 134,024百万円</p>
<p>計(イ+ロ) 176,506百万円</p>	<p>計(イ+ロ) 211,756百万円</p>	<p>計(イ+ロ) 199,353百万円</p>

## (中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1. 正味収入保険料の内訳 収入保険料 68,623百万円 支払再保険料 8,977百万円 差引 59,645百万円 ※2. 正味支払保険金の内訳 支払保険金 40,602百万円 回収再保険金 3,846百万円 差引 36,756百万円 ※3. 諸手数料及び集金費の内訳 支払諸手数料及び集金費 14,083百万円 出再保険手数料 1,241百万円 差引 12,842百万円 ※4. 支払備金繰入額 (△は支払備金戻入額)の内訳 支払備金繰入額 (出再支払備金控除前、 (ロ)に掲げる保険を除く) △5,465百万円 同上にかかる出再支払 備金繰入額 △3,664百万円 差引(イ) △1,801百万円 地震保険及び自動車損害賠償 責任保険にかかる支払備金繰 入額(ロ) △45百万円 計(イ+ロ) △1,847百万円 ※5. 責任準備金繰入額 (△は責任準備金戻入額)の内訳 普通責任準備金繰入額 (出再責任準備金控除前) 3,078百万円 同上にかかる出再 責任準備金繰入額 529百万円 差引(イ) 2,549百万円 その他の責任準備 金繰入額(ロ) 6,705百万円 計(イ+ロ) 9,254百万円 ※6. 利息及び配当金収入の内訳 預貯金利息 284百万円 有価証券利息・配当金 3,131百万円 貸付金利息 18百万円 不動産賃貸料 156百万円 その他利息・配当金 253百万円 計 3,844百万円	※1. 正味収入保険料の内訳 収入保険料 77,472百万円 支払再保険料 14,382百万円 差引 63,090百万円 ※2. 正味支払保険金の内訳 支払保険金 38,532百万円 回収再保険金 2,837百万円 差引 35,694百万円 ※3. 諸手数料及び集金費の内訳 支払諸手数料及び集金費 18,652百万円 出再保険手数料 4,971百万円 差引 13,681百万円 ※4. 支払備金繰入額 (△は支払備金戻入額)の内訳 支払備金繰入額 (出再支払備金控除前、 (ロ)に掲げる保険を除く) △3,382百万円 同上にかかる出再支払 備金繰入額 △2,417百万円 差引(イ) △964百万円 地震保険及び自動車損害賠償 責任保険にかかる支払備金繰 入額(ロ) △71百万円 計(イ+ロ) △1,035百万円 ※5. 責任準備金繰入額の内訳 普通責任準備金繰入額 (出再責任準備金控除前) 3,882百万円 同上にかかる出再 責任準備金繰入額 3,733百万円 差引(イ) 149百万円 その他の責任準備 金繰入額(ロ) 12,735百万円 計(イ+ロ) 12,884百万円 なお、責任準備金繰入額のうち、 異常危険準備金繰入額は11,713百 万円であります。 ※6. 利息及び配当金収入の内訳 預貯金利息 385百万円 有価証券利息・配当金 4,158百万円 貸付金利息 16百万円 不動産賃貸料 20百万円 その他利息・配当金 268百万円 計 4,848百万円 ※7. その他特別利益429百万円は、 前期の責任準備金繰入額過大等 に伴う前期損益修正益であります。	※1. 正味収入保険料の内訳 収入保険料 141,305百万円 支払再保険料 22,158百万円 差引 119,147百万円 ※2. 正味支払保険金の内訳 支払保険金 78,327百万円 回収再保険金 6,729百万円 差引 71,597百万円 ※3. 諸手数料及び集金費の内訳 支払諸手数料及び集金費 31,549百万円 出再保険手数料 5,238百万円 差引 26,310百万円 ※4. 支払備金繰入額 (△は支払備金戻入額)の内訳 支払備金繰入額 (出再支払備金控除前、 (ロ)に掲げる保険を除く) △1,621百万円 同上にかかる出再支払 備金繰入額 2,734百万円 差引(イ) △4,356百万円 地震保険及び自動車損害賠償 責任保険にかかる支払備金繰 入額(ロ) 7百万円 計(イ+ロ) △4,349百万円 ※5. 責任準備金繰入額の内訳 普通責任準備金繰入額 (出再責任準備金控除前) 10,909百万円 同上にかかる出再 責任準備金繰入額 4,050百万円 差引(イ) 6,858百万円 その他の責任準備 金繰入額(ロ) 25,243百万円 計(イ+ロ) 32,101百万円 なお、責任準備金繰入額のうち、 異常危険準備金繰入額は23,403百 万円であります。 ※6. 利息及び配当金収入の内訳 預貯金利息 638百万円 有価証券利息・配当金 7,299百万円 貸付金利息 33百万円 不動産賃貸料 175百万円 その他利息・配当金 520百万円 計 8,668百万円



(中間株主資本等変動計算書関係)

I. 前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)
自己株式				
普通株式	1,658	—	—	1,658
合計	1,658	—	—	1,658

II. 当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)
自己株式				
普通株式	1,658	—	—	1,658
合計	1,658	—	—	1,658

III. 前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度増加 株式数 (千株)	当事業年度減少 株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
自己株式				
普通株式	1,658	—	—	1,658
合計	1,658	—	—	1,658

## (リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																								
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="165 456 560 613"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間会計期間末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動産</td> <td>271</td> <td>196</td> <td>74</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>② 未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="209 919 560 1024"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>24百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>49百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>74百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1" data-bbox="209 1334 560 1399"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>28百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>28百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により算定しております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table border="1" data-bbox="209 1640 560 1745"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>6百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>12百万円</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)	動産	271	196	74	1年内	24百万円	1年超	49百万円	合計	74百万円	支払リース料	28百万円	減価償却費相当額	28百万円	1年内	5百万円	1年超	6百万円	合計	12百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="600 456 994 613"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間会計期間末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動産</td> <td>320</td> <td>177</td> <td>143</td> </tr> </tbody> </table> <p>同左</p> <p>② 未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="643 919 994 1024"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>45百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>97百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>143百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>同左</p> <p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1" data-bbox="643 1334 994 1399"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>22百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>22百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table border="1" data-bbox="643 1640 994 1745"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>10百万円</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)	動産	320	177	143	1年内	45百万円	1年超	97百万円	合計	143百万円	支払リース料	22百万円	減価償却費相当額	22百万円	1年内	5百万円	1年超	5百万円	合計	10百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="1034 456 1428 613"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動産</td> <td>257</td> <td>206</td> <td>51</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="1077 919 1428 1024"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>22百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>28百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>51百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1" data-bbox="1077 1334 1428 1399"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>55百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>55百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table border="1" data-bbox="1077 1640 1428 1745"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>6百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>7百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>14百万円</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	動産	257	206	51	1年内	22百万円	1年超	28百万円	合計	51百万円	支払リース料	55百万円	減価償却費相当額	55百万円	1年内	6百万円	1年超	7百万円	合計	14百万円
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)																																																																							
動産	271	196	74																																																																							
1年内	24百万円																																																																									
1年超	49百万円																																																																									
合計	74百万円																																																																									
支払リース料	28百万円																																																																									
減価償却費相当額	28百万円																																																																									
1年内	5百万円																																																																									
1年超	6百万円																																																																									
合計	12百万円																																																																									
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)																																																																							
動産	320	177	143																																																																							
1年内	45百万円																																																																									
1年超	97百万円																																																																									
合計	143百万円																																																																									
支払リース料	22百万円																																																																									
減価償却費相当額	22百万円																																																																									
1年内	5百万円																																																																									
1年超	5百万円																																																																									
合計	10百万円																																																																									
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																																							
動産	257	206	51																																																																							
1年内	22百万円																																																																									
1年超	28百万円																																																																									
合計	51百万円																																																																									
支払リース料	55百万円																																																																									
減価償却費相当額	55百万円																																																																									
1年内	6百万円																																																																									
1年超	7百万円																																																																									
合計	14百万円																																																																									

(有価証券関係)

前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度のいずれにおいても子会社株式で時価のあるものはありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額 1,711.11円	1株当たり純資産額 1,724.80円	1株当たり純資産額 1,766.38円
1株当たり中間純利益 30.63円	1株当たり中間純利益 51.56円	1株当たり当期純利益 62.06円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
中間(当期)純利益(百万円)	3,013	5,070	6,103
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益 (百万円)	3,013	5,070	6,103
普通株式の期中平均株式数(千株)	98,342	98,342	98,342

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類 平成19年6月29日 関東財務局長に提出  
事業年度（第68期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
- (2) 有価証券報告書の訂正報告書 平成19年9月28日 関東財務局長に提出  
事業年度（第68期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月21日

トーア再保険株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

業務執行社員 公認会計士 澤口 雅昭  
代表社員

業務執行社員 公認会計士 男澤 頭  
社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているトーア再保険株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、トーア再保険株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

トーア再保険株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 澤口 雅昭

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 男澤 頭

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているトーア再保険株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、トーア再保険株式会社及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月21日

トーア再保険株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

業務執行社員  
代表社員 公認会計士 澤口 雅昭

業務執行社員  
社員 公認会計士 男澤 頭

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているトーア再保険株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第68期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、トーア再保険株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。



# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

トーア再保険株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 澤口 雅昭

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 男澤 頭

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているトーア再保険株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第69期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、トーア再保険株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。